

(仮称) 江坂計画 意見書での住民からの主な意見と事業者の回答

番号	提案書に対する主な意見書の概要	左の意見書に対する事業者の回答
1	<p>環境は良くないです。 2021, 2022での解体で毎日揺れを感じる中、現実、体調を崩したり、精神的に不安定になっている方もいます。毎日がしんどかったです。高層マンション建設で、圧迫感などを感じながらの生活は今まで以上に体や精神的に不安定になります。 また、マンション建設の中で緑地部分は市や法律で決められていると思いますが、緑地部分も少なく、いずれは公園になる場所も小さく狭いです。</p> <p>もっと緑地を増やした方がいいです。 静かな住宅地に高層マンションが建つことによって、声も音も反響するので、うるさいと思います。 その地域全体を把握した上で進めていく必要がある。 市役所内でも連携をとって情報交換をした上でいろいろなことを進めてほしいです。 その中で、いい考えや構想があるのではないのでしょうか。 必要となる部所と連携（交流）をした方がいいと思います。 検討をお願いします。</p>	<p>工事中及び供用後の騒音・振動や周辺への圧迫感などにつきましては、今後、予測を行い、評価書案にてお示しいたします。 また、吹田市と協議を行い、影響軽減対策などを検討してまいります。</p>
2	<p>計画地の北側に歩道を拡幅する計画になっているが、ここは周辺地域住民のゴミ置き場があります。吹田市と協議の上、歩道拡幅工事後にゴミ置き場の整備の計画も合わせてお願いいたします。</p>	<p>道路拡張部につきましては、事業者が敷地提供を行う場所になりますので、土地の整備につきましては、今後、吹田市で決めていただくこととなります。</p>
3	<p>廃棄物処理計画について、抑制しても残土は出ると思います。残土の廃棄場所についてもよく検討いただき、計画書として明示すべきと存じます。</p>	<p>今後、詳細な工事計画を策定してまいりますので、残土につきましても検討いたします。</p>
4	<p>計画地からの入場・退場車両の主要な通行ルートについて、吹田南小学校の通学路→交通量増加に伴い、事故の危険性が高い為、信号機の設置を要望。 計画地北側道路の交通量も絶対増える。 ※五反島公園に向かう子供や保育園児のメインルート。 →法定速度の見直し及び、看板などでの注意喚起の設置。</p>	<p>今後、周辺地域の小学校通学時の現況把握を行ってまいります。事業実施の影響を予測する過程において、通学時の安全性についても、対策検討に努めます。</p>
5	<p>南吹田5丁目10当りの四つ辻交差点（下新田交差点） 現在南小学校登下校が多い道路で午前8:00～8:30までが危険を感じます。この度の新築マンションの工事は、完成の交通量が増加するので交通対策を考慮願います。</p>	
6	<p>工事用車両について、通学路における工事車両の規制を十分に見直してください。 登下校の時間帯は大型車両の通行禁止及び、大型車両以外の車両通行規制を行うよう計画願います。</p>	<p>工事車両の通行ルートや場外待機車両についていただいでご意見に配慮し、詳細工事計画の策定をいたします。 なお、工事の詳細につきましては詳細工事計画策定後、着工前に周辺の皆様には計画説明させていただきます。</p>
7	<p>騒音・振動作業が発生することが事前にわかった際には、地域住民に対しても掲示等で騒音作業をいつ予定しているのか、分かりやすく明示することをお願いいたします。</p>	
8	<p>地域住民において、現状からの変化についても敏感になっています。 記載の内容だけでなく、特に騒音・振動につきましては着工前の暗騒音・暗振動を測定し、工事期間中及び、計画後の騒音における評価においても明示することを検討ください。</p>	
9	<p>様々な環境基準について記載ありますが、その基準に対し計画地の周辺地域について測定し、計画前と計画後でどのように変化したか調査するべきであると思います。P135～150にも記載いただいておりますが、それぞれの基準に対し当計画で影響がでそうな項目について抜粋し、影響がでた場合の対応策については着工前に検討した上で、対応策を計画書に明示してください。</p>	<p>今後、現地調査及び予測評価を実施し、環境対策も含めて、評価書案にてお示しいたします。</p>
10	<p>大規模な開発について環境変化影響が懸念されます。今後工事から完成後、新住民の同居含め全体動線流れ変化による周辺環境悪化懸念されますので、環境対策して頂きたいと思います。</p>	

(仮称) 江坂計画 意見書での住民からの主な意見と事業者の回答

番号	提案書に対する主な意見書の概要	左の意見書に対する事業者の回答
11	土地利用における資料をつけていただいておりますが、この数値に対し、どのように評価しているのかをお示しください。 (例 現在の人口に対し、学校の占める面積が小さい。計画地竣工後の人口増加にはどのような対策が必要かなどまで記載ないと、資料を掲載しただけになってしまっている)	児童数の増加などにつきましては、コミュニティの項目にて予測評価を行い、その対策も含め、評価書案にてお示しいたします。
12	・北側に電気室設置を検討しているようですが、敷地境界線側に有圧換気扇等を設置しないなどをご検討願います。 ・ゴミ置き場の設置位置、換気の排気方向、脱臭装置の設置についてご検討願います。	設備の配置につきましては、予測評価の結果も踏まえ検討いたします。

(仮称)江坂計画 質問書での住民からの意見と事業者の回答

受付番号	提案書に対する質問書の概要	左の質問書に対する事業者の回答
1	<p>高層マンションの建設は反対です。 目の前にある建物に圧迫感、圧力感（西側駐車場は鉄骨造りだと思えます）によって精神的ダメージも大きく（不安定になる）会を減らしても（5階、6階に下げても）今の構想図案（図面）では何も変わりません。一生、圧迫感、圧力感を感じて生活するのは、イヤですし、困ります。 影になる時間も長いので体にもよくないです。 小学校が今もパンク状態にもかかわらず、また待機児童がほぼ0に近い状況の中で、待機児童も増えると予測できるのに、高層マンションの許可をするのは、どうかと思います。 まだ戸建なら、精神的にも環境もいろいろなことの負担が少なく、小学校や待機児童のことも対応ができるのではないのでしょうか。 戸建の検討をお願いします。</p>	<p>周辺への圧迫感や日影の影響につきましては、今後、予測を行い、評価書案にてお示しいたします。 また、小学校など、児童の受け入れにつきましては、吹田市と協議を行い、影響軽減対策などを検討してまいります。</p>
2-1	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P20, 39》3-11、4-14 給水計画について、当計画で各段に増加することが予想されます。以下についてご教示ください。 ・給水計画について、周辺住民への影響は十分考慮されておりますでしょうか。 （引き込みを検討されている本管サイズのキャパシティが守られており、周辺地域への供給量を確保できることは確認できておりますでしょうか） 確認、検討内容についてもご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>開発道路に新設給水本管を敷設することについての協議を吹田市水道局と行ってまいりますので、問題ないと考えています。</p>
2-2	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P20, 39》3-11、4-14 排水計画について、当計画で各段に増加することが予想されます。以下についてご教示ください。 ・排水計画については、受け入れられるだけの公共桝及び排水管サイズがあるか確認できていますでしょうか。</p>	<p>当該計画の排水計画につきましては、今後、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」等に基づき計画敷地周辺のインフラ整備状況を踏まえて、公共施設管理者と協議を実施致します。</p>
	<p>・P39では現状の吹田市の下水の普及状況について記載ありますが、下水本管サイズのキャパシティなど、周辺地域への影響についても確認されているかと存じます。そのあたりについてもご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>事業計画地での圧送管の設置については、吹田市下水道部と協議の上、決定します。</p>
	<p>・P39の下水道について、「処理人口は増加傾向にあったが、令和2年度に減少している」と記載ありますが、373,736人から376,695人に増加していないのでしょうか。</p>	<p>記載の誤りです。「処理人口は増加傾向にある」が正しい記載となります。今後の届出資料において修正いたします。</p>
2-3	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P20, P124, P131》3-11、6-1、6-8 雨水貯留槽を設置する計画が記載あります。以下について現時点でお答えできる範囲で結構ですので、ご教示いただけますでしょうか。 ・雨水貯留槽は雨水利用目的と豪雨時等での緊急貯留の目的の為に設置するという事で宜しいのでしょうか。</p>	<p>雨水貯留槽は、豪雨時に下水本管への負荷を軽減させる為に、設置するもので、雨水利用目的での設置ではありません。</p>
	<p>・豪雨時の緊急貯留を目的として設置する場合はその水槽容量及び、計画地へのどのくらいの雨量を想定して設置するか、設置要領根拠についてもご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>計画敷地内の雨水流出抑制の為に貯留槽を設置する予定です。貯留槽の容量等については今後、吹田市と詳細協議を行い、決定致します。</p>
	<p>・P124で災害用の飲料水にも使用すると記載ありますが、飲料用に準じた水質基準を満たす水処理は可能なのでしょうか（個人的な意見としましては、飲料用でなくても生活水に利用できれば十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか）。</p>	<p>貯留される水としては生活用水が前提となります。雨水貯留システムとは別に導入予定の非常用飲料水生成システムを利用することで、飲料として利用することができます。</p>

(仮称) 江坂計画 質問書での住民からの意見と事業者の回答

受付 番号	提案書に対する質問書の概要	左の質問書に対する事業者の回答
2-4	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P30》4-5 事業計画地及びその周辺における用途地域の指定状況の資料を添付していただいておりますが、以下についてご教示ください。 ・北側敷地境界線上での規制は第一種住居地域として評価することによって宜しいでしょうか。</p>	<p>用途地域の指定状況に応じた評価を行います。</p>
	<p>・当計画竣工後は敷地内全てを第一種住居地域になるべきではないでしょうか。</p>	<p>用途地域の指定につきましては、事業者の回答する範囲ではないと考えますので回答を控えさせていただきます。</p>
	<p>・南吹田4丁目の戸建てが密集している地域についても第一種住居地域に変更するべきではないでしょうか（ゴルフ場が解体され、集合住宅が設置されるため）。</p>	<p>用途地域の指定につきましては、事業者の回答する範囲ではないと考えますので回答を控えさせていただきます。</p>
2-5	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P48, 55》4-23、4-30 P48には騒音に係る環境基準、P55には工場・事業場に係わる規制について記載あります。当計画においては、P48とP55のどちらで評価するのかご教示ください。</p>	<p>供用後の騒音につきましては、4-23頁に示す環境基準、工事中の騒音につきましては、4-32頁に示す特定建設作業の規制基準に基づいて評価を行います。</p>
2-6	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P62, P73》4-37、4-48 P62に記載の悪臭について、臭気指数10というのは工事期間中も適用されるのでしょうか。ご教示ください。また、P73の吹田市の目標値には「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」とありますが、この目標値は臭気指数10よりも厳しい値ということによって宜しいでしょうか。</p>	<p>吹田市の規制基準である臭気指数10は供用後に適用されるものと考えております。 また、市の目標値は、臭気指数10より厳しい値となっています。</p>